

今さら聞けない！
でも、聞きたい！

経営のための辞書

キーワード Key Word

中小企業の経営者が知っておきたいビジネス用語や各種制度などを紹介します。

【 創業と労働保険・社会保険 】

法人を設立して労働者を雇うようになれば、労働保険(労災保険・雇用保険)、社会保険(健康保険・介護保険・厚生年金)の保険制度を整備する必要があります。また、個人事業であっても同様に労働保険は必要であり、一定の規模や業種によっては社会保険も必要になります。各保険制度の概要については以下の通りです。

🔑 労災保険・雇用保険

労災保険は主に、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して必要な保険給付を行います。雇用保険は主に、失業した場合や教育訓練を受けた場合に給付を行います。

① 労災保険加入対象者

正社員、パートタイマー、アルバイトなどの雇用形態に関係なく、労災保険の対象者になります。1日だけのアルバイトでも労災保険の対象者となります。

② 労災保険料

労災保険の保険料は、賃金に労災保険料率をかけて計算しますが、事業内容の危険度合に応じて区分されており、保険料の支払いは全額法人負担となります。

③ 雇用保険加入対象者

一部の例外を除き、31日以上雇用見込みで、1週間の労働時間が20時間以上となる65歳未満の労働者は、パート、アルバイト(昼間学生は除く)などの区別はなく、すべて対象となります。本人や法人が加入するか否かを任意に選択することはできません。

④ 雇用保険料

雇用保険の保険料は、賃金に雇用保険料率をかけて計算しますが、労災保険と異なり、一部は労働者負担(給与から控除)となります。

🔑 健康保険・介護保険・厚生年金保険

健康保険は、本人および扶養家族の業務外の事由による疾病、負傷もしくは死亡または出産に関して保険給付を行います。介護保険は、加齢により要介護状態となった場合に介護等サービスに係る給付を行います。厚生年金保険は、老齢、障害又は死亡について保険給付を行います。

① 加入対象者

正社員及び正社員の所定労働時間・日数の4分の3以上働く者は、原則として加入義務が発生します。健康保険の被保険者のうち40歳以上65歳未満の者については、介護保険の対象者となります。健康保険は75歳未満、厚生年金保険は70歳未満まで、加入の手続きが発生します。労働保険と違い、労働者だけでなく役員にも加入義務があります。

② 健康保険・介護保険・厚生年金保険の保険料

保険料は、賃金額に応じて決定した標準報酬月額に、それぞれの保険料率をかけて計算します。その内の半額は本人負担となります。

何を・どこに・いつまでにといった手続は、各保険制度によって異なります。詳細等については、専門家である社会保険労務士にご相談ください。

● 社会保険労務士 庄司 茂 氏

社会保険労務士法人庄司茂事務所代表。
中小企業を中心とした労務管理の分析を行い「就業規則」「評価制度」「賃金規定」などの導入、制定を助言。